

副生PCBを含有する有機顔料を使用した製品の暴露評価について
(今回の推計方法の概要)

25年3月25日

1. 経緯

非意図的に副生したPCBを含む有機顔料を使用したおそれのある製品については、昨年5月15日に開催した本検討会(第2回)において、それまでの事業者からの報告を踏まえ、暫定的なリスク評価を行い、「特に製品回収の措置が必要と判断する積極的な理由は認められなかった」との結論を得ているところ。

今回、前回の本検討会の指摘を踏まえて暴露シナリオの追加やパラメーターの精緻化等を行うとともに、前回の検討会以降に新たに報告のあった事案を考慮してパラメーターの変更を行うなど、より精緻な評価を行った。

2. 前回からの変更点

(1) 有機顔料中の副生 PCB 濃度等の見直し

(ア) 有機顔料中のPCBの濃度について

前回の検討会以降に新たに報告のあった事案において、前回までよりも高いPCB濃度の報告があったことから、今回のリスク評価においては、これらのうち最も高い濃度である2,000ppmのPCBを含有すると仮定して試算した。

(イ) 有機顔料中に非意図的に副生するPCBの種類について

これまでで最も高いPCB濃度(2,000ppm)が確認されたものについては、そのPCBはほぼ全量が3,3'-ジクロロビフェニル(PCB11、2塩素化体のPCB)であった。3,3'-ジクロロビフェニル(PCB11)と典型的なPCB混合物とでは、水溶解度等の物性が異なるため、以下の2つのシナリオで試算を行った。

PCBが典型的なPCBの混合物であると仮定

PCBの全量が3,3'-ジクロロビフェニルであると仮定

(2) その他のパラメーターの見直し

それ以外のパラメーターについても再度精査し、可能な限りより適切なパラメーターに更新した上で評価を行った。

(3) 暴露シナリオの追加

前回(第2回)の暫定的なリスク評価で対象とした消費者製品(印刷インキ、塗料、合成樹脂、捺染繊維に加え、クレヨン及び製品からの沈着ダスト)を評価対象に加えた。